

西蒲民商ニュース

2020年9月21日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

国保が減免された！

持続化給付金、家賃

支援できます。

「コロナで家賃の負担が大きく民商に相談して申請した」「一週間くらいで15万円の支援金が来た」(スナック)「持続化給付金でユニット付きトラックの車検や修理代の支払いができる」(土木)「国保減免申請が認められた」(小売)等各種申請が増えていきます。国・県・市の給付金や支援制度を活用し、コロナによる商売の危機を乗り切りましょう。

【家賃支援給付金制度】

○支援対象業者

*法人や小規模業者やフリーランス

*5月～12月の売上高一ヶ月50%減、

連続3カ月で前年同期比30%減

*商売で土地や建物の賃料を支払っている。

○給付額

個人 賃料(37・5万)の2/3の6倍

法人 賃料(75万)の2/3の6倍

個人最大3百万円 法人最大6百万円

○用意するもの

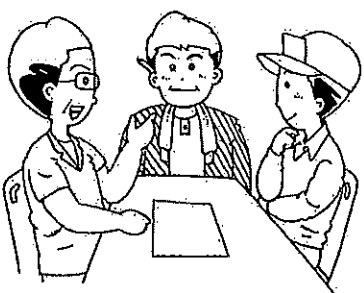
宣誓書

家賃等の賃貸契約書 申請日が契約期間に入っているもの。

家賃などの支払証明書(三か月分の通帳写しや、振込明細書)、領収書

本人確認書類(免許証など)

昨年の確定申告書、今年の売上減少書類



家賃支援制度の申請をしよう

【持続化給付金手続き】

1、パソコンやスマホ申請

○経産省のホームページから「持続化給付金」を選択、仮登録し、メールが届いたら本申請をします。

2、事前に用意しておくと便利

○2019年度分確定申告書の控え

法人は法人事業概況説明書、別表1

収入金額がわかるもの(収支内訳書等)

確定申告の收受印のない人は、税務署で

納税証明書その2(所得金額用)

○昨年の売上と今年の売上減少月(50%減)の比較が必要です。売上帳簿のひな形は民商にもあります。

○免許証等の本人確認書類

○通帳や口座番号の現物

消費税減税、経済再

建の方向へ！

安倍元首相が辞任し、菅総理大臣が選出されました。菅総理大臣は、早くも「消費税の10%以上の増税」(後に訂正)を明言しました。来る総選挙で消費税減税と中小業者の営業を守る政治を実現しましょう。民商と協力共同の日本共産党から、衆議院二区予定候補の「たいらあやこ」さんパンフレット配布の要請がありました。市民と野党の共同の力で、自民党政治を終わらせて行きましょう。

